

足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会 開催要綱

1 目的

足場からの墜落災害の防止対策については、平成21年3月に改正された労働安全衛生規則（以下「改正省令」という。）に基づく措置の履行確保に加え、安全衛生部長通達（平成21年4月24日付け基安発第0424003号「足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」）において、改正省令の確実な履行と併せて実施することが望ましい「より安全な措置」を示し、その普及に努めているところであるが、同通達においては、「足場からの墜落災害について、負傷災害を含め毎年データを蓄積・分析し、その結果を示すとともに、改正省令の施行後3年を目途に、改正省令等の措置の効果の把握を行い、必要があると認められるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずる」こととしているところである。

このため、本検討会においては、今後の足場からの墜落災害防止対策の推進に資するため、蓄積・分析されたデータをもとに、改正省令等に基づく足場からの墜落防止措置の効果について検証・評価を行うこととする。

2 実施事項

- (1) 足場からの墜落防止措置の効果についての検証及び評価
- (2) その他

3 参集者

別紙「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会 参集者名簿」のとおり。

4 その他

- (1) 本検討会は厚生労働省労働基準局安全衛生部長が参集する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会には必要に応じ、参集者以外の者にも出席を求めることができる。
- (4) 本検討会は、原則として公開することとし、検討に当たり、特定の個人のプライバシー、企業活動のノウハウに係る事案等を取り扱う際には非公開とすることができる。
- (5) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室において行う。

(別紙)

足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会 参集者名簿

氏名	所属
うすいしんのすけ 臼井伸之介	大阪大学大学院人間科学研究科教授
おおどう かつとし 大幢 勝利	(独) 労働安全衛生総合研究所 建設安全研究グループ上席研究員
こばやし けんじ 小林 謙二	関東学院大学工学部建築学科教授
たむら ゆきお 田村 幸雄	東京工芸大学工学部建築学科教授

(敬称略 50音順)